**○農林水産省告示第千百十六号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年七月五日　第六十四号
二　登録認定機関の名称及び住所
一般財団法人食品環境検査協会　東京都江東区新木場二丁目十番三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機加工食品及び有機飼料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都江東区新木場二丁目十番三号

**○農林水産省告示第千百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町久成字畑下見石三四一九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字畑下見石三四一九（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町万沢字宮下一一九八五の一、字楠ヶ沢一二一八五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮下一一九八五の一・字楠ヶ沢一二一八五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字高野瀬四の一、四の四から四の六まで、五の四、五の九から五の一二まで、五の一七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字家ノ後四五九一のニ・四五九一のホ・四五九一のヘ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字なへとおし尻橋場六三七〇のロ・六三七一の二・六三七二・六三七三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字横手七三四八の二・七三四八の四・七三四九のハの一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字家ノ後四五九一の一（次の図に示す部分に限る。）、四五九一の二、四五九一のニ・四五九一のホ・四五九一のヘ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字なへとおし尻橋場六三七〇のロ・六三七一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字横手七三四五のイ・七三四五のロ・七三四八の四・七三四九のヘ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字小木曽一一六三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県伊那市伊那七一一九の一四〇、七一一九の一四一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千百二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県名西郡神山町鬼籠野字猪ノ頭三三、三四、一三五、字中津川二八五の一、二八五の一一、二八五の一三、字元山一八三、一八六の二、二八五、字西分三九六、四〇〇、四〇二、神領字西大久保二八二